

# 資源・ごみの分別表示

コピー・OA用紙



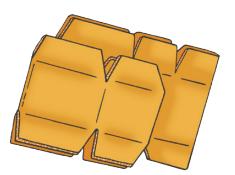
雑誌・パンフレット・色付き紙



新聞紙・折込チラシ



段ボール



ミックスペーパー(リサイクルできる紙)



シュレッダーくず



一般古紙



再生に適さない紙類



生ごみ



木・草・繊維



汚れた紙・布・木製品



缶



ペットボトル



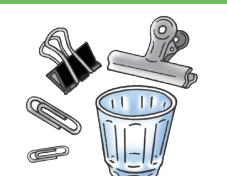
びん



プラスチック・ビニール製品



金属・ガラスくず



蛍光灯



電池



廃棄物の分別表示は、新宿区ホームページから印刷(ダウンロード)できます。建物の分別・回収の取組状況に応じてご使用ください。

- ① 新宿区ホームページトップ(<http://www.city.shinjuku.lg.jp/>)のツールバー「産業・ビジネス」をクリックしてください。
- ② 「環境・廃棄物」をクリックしてください。
- ③ 「事業系廃棄物(住宅宿泊事業も含む)」をクリックしてください。
- ④ 「事業用大規模建設物所有者等の義務・役割」をクリックしてください。
- ⑤ 「1. 3,000m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物」をクリックしてください。
- ⑥ 「廃棄物の分別表示」をクリックし、各種表示を選択してください。